

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 外1 - 15

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和5年10月3日

【会社名】 パークレイズ・バンク・ピーエルシー  
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者  
(Chief Financial Officer)  
スティーブン・ユワート  
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1  
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 八坂 俊輔  
同 松本 健  
同 隈 大希  
同 坂本 興太郎  
同 岡 勇輝  
同 白井 翔真

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 1,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	令和5年7月28日
効力発生日	令和5年8月5日
有効期限	令和7年8月4日
発行登録番号	5 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 15,000億円

【これまでの売出実績】  
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
5 - 外1 - 1	令和5年8月21日	954,832,200円		
5 - 外1 - 2	令和5年8月21日	4,971,000,000円		

5 - 外1 - 3	令和5年8月21日	2,981,000,000円	該当なし。			
5 - 外1 - 4	令和5年8月21日	794,000,000円				
5 - 外1 - 5	令和5年8月21日	1,426,000,000円				
5 - 外1 - 6	令和5年8月22日	300,000,000円				
5 - 外1 - 7	令和5年9月1日	2,151,000,000円				
5 - 外1 - 8	令和5年9月1日	2,050,000,000円				
5 - 外1 - 9	令和5年9月15日	1,247,000,000円				
5 - 外1 - 10	令和5年9月15日	1,028,512,080円				
5 - 外1 - 11	令和5年9月15日	5,823,000,000円				
5 - 外1 - 12	令和5年9月15日	1,919,000,000円				
5 - 外1 - 13	令和5年9月15日	1,134,000,000円				
5 - 外1 - 14	令和5年9月15日	2,941,000,000円				
実績合計額		29,720,344,280円			減額総額	0円

【残額】 1,470,279,655,720円  
(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。  
(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は  
「計算代理人」  
「パークレイズ・グループ」  
「英国」又は「連合王国」  
「円」又は「円貨」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー  
パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社  
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国  
日本の法定通貨

## 第一部【証券情報】

[パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年10月12日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債に関する情報]

### 第1【募集要項】

該当なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

- 前略 -

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1,000,000,000円	売出価額の総額	1,000,000,000円
---------------------	----------------	---------	----------------

- 中略 -

利 率	額面金額に対して (1) 2023年10月12日（その日を含む。）から2024年1月12日（その日を含まない。）まで：年4.20% (2) 2024年1月12日（その日を含む。）から満期償還日（その日を含まない。）又は（場合により）期限前償還日（その日を含まない。）まで： (a) 利率判定日（以下に定義される。）において観察された全ての判定価格（以下に定義される。）が関連する利率判定水準（以下に定義される。）と等しいかそれを上回る場合： 年4.20% (b) 利率判定日において観察された判定価格がいずれか一方でも関連する利率判定水準を下回る場合： 年0.10% 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。
-----	---

- 後略 -

#### 2【売出しの条件】

- 前略 -

（注5）本社債の発行日は、2023年10月11日である。

#### 社債の要項の概要

##### 1．利息

- 中略 -

### 適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

各利息期間（以下に定義される。）につき、

- (1) 2023年10月12日（その日を含む。）から2024年1月12日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年4.20%とし、2024年1月12日に支払われる額面金額当たりの利息額は、10,500円とする。
- (2) 2024年1月12日（その日を含む。）から満期償還日（その日を含まない。）又は（場合により）期限前償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
  - ( ) 利率判定日において観察された全ての判定価格が関連する利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、年4.20%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は、2024年1月12日（その日を含む。）から満期償還日（その日を含まない。）までの各利息期間について、10,500円とする。
  - ( ) 利率判定日において観察された判定価格がいずれか一方でも関連する利率判定水準を下回る場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は、2024年1月12日（その日を含む。）から満期償還日（その日を含まない。）までの各利息期間について、250円とする。

- 後略 -

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

### 第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称及びロゴ、本社債の名称、売出人の名称並びに以下の文章が記載される。

「本書及び本社債に関する2023年9月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では令和5年10月3日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。

（注）発行会社は、令和5年9月28日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年10月30日満期 円建て 固定利付コーラブル社債（愛称：はちののスマイルボンド（コール条項付）2023-10）」の売出しについて、令和5年9月28日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年10月30日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和5年9月28日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2026年10月30日満期 米ドル建て社債」の売出しについて、令和5年9月28日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年10月30日満期 円建て社債」の売出しについて、また、令和5年9月28日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年10月30日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されていません。」

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2022年度（自令和4年1月1日 至令和4年12月31日）  
令和5年6月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2023年度中（自令和5年1月1日 至令和5年6月30日）  
令和5年9月29日にEDINETにより関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

## 第四部【保証会社等の情報】

該当なし。